

# 翔運輸株式会社 行動計画

女性社員および女性管理者を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進法の指導項目に基づき、次のように行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

## 2. 当社の課題

- (1) 女性を受入れるための取り組み・環境整備が遅れていて、女性社員が少ない。
- (2) 管理職を目指す女性が少ない。

## 3. 目標と取組内容・実施時期

**目標1:労働者に占める女性割合を23%以上とする。**

<取組内容>

- 令和4年 6月～ 女性の割合を増やす方針と目標の設定。
- 平成4年10月～ 派遣社員を対象とした正社員への雇用転換の推進。
- 令和5年 4月～ 会社案内などで社内で活躍している女性を紹介する。
- 令和5年 4月～ 定期的に仕事ややりがい等の意識調査を行い、調査結果に基づく改善策の実施。
- 令和5年10月 ～男性が行っている業務で女性に転用できる業務への配置転換。

**目標2:女性社員の目標となる女性管理職を育成する。**

<取組内容>

- 令和4年 6月～ 女性管理職を育成する方針と目標の設定。
- 令和4年10月～ 各種研修、教育機会への女性の参加を奨励。
- 令和4年10月～ 管理職候補の女性をリストアップし、個別に育成。
- 令和5年 4月～ 女性従業員間のネットワークづくり(女性会議の推進)
- 令和5年 4月～ モデル(模範)となる女性の育成及び提示。
- 令和5年10月～ 管理職育成キャリア研修の導入。